

1

がんばろう日本！

東日本大震災により被災された方を支援します

桂川町では、東日本大震災により被災された方へ、次のとおり支援いたします。詳しい内容については、担当課にお問い合わせください。

分野	項目	支援内容	対象者	担当課
教育	児童・生徒の受入れ	弾力的に取り扱い、速やかに受入れ、教科書を無償配布。	被災地からの避難者	学校教育課 ☎ 65・1149
	就学援助	就学援助の制度について保護者に情報提供を行う。		
福祉	生活保護の申請	「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」に基づき対応。認定機関である福岡県と協議しながら進める。他法、他政策を優先し対応。	災害救助法適用地域からの転入者	健康福祉課 ☎ 65・0001
	障がい者福祉サービスの支給	支給決定、区分認定等の期限を当分の間延長。障害者福祉サービス、障害児施設支援及び補装具に係る利用者負担は、当分の間徴収猶予あり。		
	生活費の支援(生活福祉貸付金)	貸付金は原則10万円以内。ただし、支給要件を満たせば20万円以内。無利子。3年以内に返還。		
	保育所園児の受入れ	乳幼児を可能な限り、弾力的に受入れ。(平成24年3月31日まで)	被災地からの避難者	保育所 ☎ 65・0077
保険・医療	定期予防接種・乳幼児健診	依頼書の発行も含め、住所自治体と協議の上対応。(必要時は費用の対応も可能)	災害救助法の適用地域及び自主避難者を含む	健康福祉課 ☎ 65・0001
	妊婦健診	補助券のない場合や、住所自治体での対応ができない場合、補助券を交付して対応。		
	母子手帳の交付	桂川町避難時に妊娠が確定した方に交付。震災により紛失・破損された方に再発行。		
	介護保険	介護保険利用者負担額の減免及び免除。(6ヶ月以内)	災害救助法適用地域からの転入者で著しい損害等を受けた場合	保険環境課 ☎ 65・1097
国民健康保険・後期高齢者医療	一部負担金の免除。(平成24年2月29日まで) 入院時食事療養費の免除。(平成23年8月31日まで)			
生活	転入手続	転出証明書なしでも転入届を受理。本籍地市町村が被災地域である場合の国外からの転入・住所設定も同様。	災害救助法適用地域からの転入者	住民課 ☎ 65・3301
	子ども手当等の届出	被災地から転入した者に係る認定請求の添付書類については、請求者本人からの申立書をもって代えることができる。		
	町営住宅への入居	町営住宅の提供(3戸)。1年間家賃等免除。	災害救助法適用地域からの転入者	建設事業課 ☎ 65・3330
	ごみ袋の支給等	ごみ処理手数料(1回/2ヶ月)支給。ごみ袋の可燃(大)20枚、不燃(小)6枚、カン、ビン、その他を2枚ずつ無償支給。	災害救助法適用地域から一時的に避難する者または世帯(同居含む)	保険環境課 ☎ 65・1097
	し尿汲取料の免除	単独世帯の場合は免除、既存世帯に同居の場合は被災者の分のみ免除。		
	水道料金の減免	単独世帯の場合は全額免除、既存世帯に同居の場合は前1年間平均水道料金を超えた額を減免。	災害救助法適用地域からの転入者	水道課 ☎ 65・3241
税金	各種税金の軽減等	住民税や固定資産税、軽自動車税等の軽減や免除。	被災地からの避難者(被害を受けられた方)	税務課 ☎ 65・1076